

No	2-2-3	分類1	法令・規格	分類2	その他法令																							
質問	CEは高圧ガス保安法以外の法規において、レイアウト(離隔距離)を規制されることあるのでしょうか。																											
回答	<p>以下の法律による規制があります。</p> <p>(1) 都市計画法、建築基準法: 準工業地域の場合は貯蔵量を35t以下にしなければならない等、用途地域により高圧ガス等の貯蔵量が制限されている。</p> <p>(2) 消防法(危険物取扱規則): 高圧ガス製造設備、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費設備は、その外面から危険物製造所、屋内貯蔵所、屋外貯蔵所、屋外タンク貯蔵所、一般取扱所との距離は、20m以上あること。 高圧ガス製造設備、高圧ガス貯蔵所、特定高圧ガス消費設備は、その外面から危険物移送取扱所の配管との距離は35m以上あること。</p> <p>(3) 電気事業法: 高圧ガス設備と電線路・受変電設備との離隔距離が別表1のとおり確保すること。</p>																											
補足	<p>(1) 建築基準法による規制 建築できない高圧ガスの製造工場、貯蔵所等</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="4">最大貯蔵量(下記数量未満まで可)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td rowspan="6" style="text-align: center; vertical-align: middle;">都市計画区域内</td> <td rowspan="5" style="text-align: center; vertical-align: middle;">市街化区域</td> <td>第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域</td> <td>原則として建設不可 ただし、液化石油ガス法の販売事業用施設貯蔵(処理)量3.5t以下及びガス事業法の施設は建設可能(第一種中高層住居専用地域のみガス事業法の施設は延床面積1500㎡以下)</td> </tr> <tr> <td>第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域</td> <td>液化ガス 3.5t 圧縮ガス 350m³ 可燃性ガス 35m³</td> </tr> <tr> <td>近隣商業地域 商業地域</td> <td>液化ガス 7.0t 圧縮ガス 700m³ 可燃性ガス 70m³</td> </tr> <tr> <td>準工業地域</td> <td>液化ガス 35.0t 圧縮ガス 3500m³ 可燃性ガス 350m³</td> </tr> <tr> <td>工業地域 工業専用地域</td> <td>制限なし</td> </tr> <tr> <td>市街化調整区域</td> <td colspan="2">原則として建設不可 ただし、既存宅地の確認済用地は、その条件により「可」の場合あり</td> </tr> <tr> <td>都市計画区域外</td> <td>区域指定なし</td> <td colspan="2">制限なし</td> </tr> </tbody> </table> <p>備考 1. 既存不適格工場(用途地域指定時に合法的に建てられていた工場)については、危険物数量、作業所の床面積及び延床面積は、基準時(用途地域指定時)の1.2倍までしか増改築ができない。</p> <p>2. 「建築基準法施行細則」等の条例により自治体により指導が異なる場合がある。</p> <p>3. 可燃性ガス及び圧縮ガスの容積の数値は、0℃、0Pa(ゲージ圧)の状態に換算した数値とする。</p> <p>4. 土工工事又はその他の事業に一時的に使用するためにその事業中臨時に貯蔵する危険物の数量の限度及び支燃性又は不燃性の圧縮ガス又は液化ガスの数量の限度は無制限とする。(政令第116条第2項) (注、建築主事により解釈が異なる場合があります。)</p> <p>5. 「可燃性ガス」とは、液化ガス及び圧縮ガス以外のものをいう。</p>					最大貯蔵量(下記数量未満まで可)				都市計画区域内	市街化区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	原則として建設不可 ただし、液化石油ガス法の販売事業用施設貯蔵(処理)量3.5t以下及びガス事業法の施設は建設可能(第一種中高層住居専用地域のみガス事業法の施設は延床面積1500㎡以下)	第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	液化ガス 3.5t 圧縮ガス 350m ³ 可燃性ガス 35m ³	近隣商業地域 商業地域	液化ガス 7.0t 圧縮ガス 700m ³ 可燃性ガス 70m ³	準工業地域	液化ガス 35.0t 圧縮ガス 3500m ³ 可燃性ガス 350m ³	工業地域 工業専用地域	制限なし	市街化調整区域	原則として建設不可 ただし、既存宅地の確認済用地は、その条件により「可」の場合あり		都市計画区域外	区域指定なし	制限なし	
最大貯蔵量(下記数量未満まで可)																												
都市計画区域内	市街化区域	第一種低層住居専用地域 第二種低層住居専用地域 第一種中高層住居専用地域	原則として建設不可 ただし、液化石油ガス法の販売事業用施設貯蔵(処理)量3.5t以下及びガス事業法の施設は建設可能(第一種中高層住居専用地域のみガス事業法の施設は延床面積1500㎡以下)																									
		第二種中高層住居専用地域 第一種住居地域 第二種住居地域 準住居地域	液化ガス 3.5t 圧縮ガス 350m ³ 可燃性ガス 35m ³																									
		近隣商業地域 商業地域	液化ガス 7.0t 圧縮ガス 700m ³ 可燃性ガス 70m ³																									
		準工業地域	液化ガス 35.0t 圧縮ガス 3500m ³ 可燃性ガス 350m ³																									
		工業地域 工業専用地域	制限なし																									
	市街化調整区域	原則として建設不可 ただし、既存宅地の確認済用地は、その条件により「可」の場合あり																										
都市計画区域外	区域指定なし	制限なし																										

No	2-2-3	分類1	法令・規格	分類2	その他法令
----	-------	-----	-------	-----	-------

補 足

(2)電気事業法による規制

架空電線と高圧ガス設備等が該当する「他の工作物」の隔離距離 *1

電線路区分	他の工作物の区分	離 隔 距 離	技術基準の解釈	備 考
構内に施設する300V以下の低圧架空電線路 *3	造営物の上部造営材*2	上方: 1 m 下方・側方: 60 cm (30 cm)	第90条	()内は電線が高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブルの場合
	造営物の上部造営材以外の部分又は造営物以外の工作物 *4	60 cm (30 cm)		
低圧架空電線 (直流750V以下、交流600V以下)	造営物の上部造営材	上方 2 m (1 m) 下方・側方: 60 cm (30 cm)	第84条	()内は電線が高圧絶縁電線、特別高圧絶縁電線又はケーブルの場合
	造営物の上部造営材以外の部分又は造営物以外の工作物	60 cm (30 cm)		
高圧架空電線 (直流750V、交流600Vを超え、7000V以下)	造営物の上部造営材	上方 2 m (1 m) 下方・側方: 80 cm (40 cm)	第85条	()内は電線がケーブルの場合
	造営物の上部造営材以外の部分又は造営物以外の工作物	80 cm (40 cm)		
特別高圧架空電線 (35000V以下)	造営物の上部造営材	上方: 2 m (1.2 m) [2 m] 下方・側方: 1 m (50 cm) [2 m]	第129条	特別高圧絶縁電線使用時 ()内はケーブル使用時 []内はその他の電線使用時
		造営物の上部造営材以外		
特別高圧架空電線 (6万V以下) (上記除く)	造営物の上部造営材	上方: 2 m 下方・側方: 2 m (1 m)		()内はケーブル使用時
	造営物の上部造営材以外の部分又は造営物以外の工作物	2 m (1 m)		
特別高圧架空電線 (6万Vを超えるもの)		上記に6万Vを超え1万V又は端数ごとに1		

*1 「他の工作物」とは、建造物(人が居住し、若しくは勤務し、又はひんばんに出入りし、若しくは来集する造営物)、道路、横断歩道橋、鉄道、軌道、索道、架空弱電線路等、アンテナ、交流電車線等、低圧又は高圧の電車線、他の低圧架空電線、高圧架空電線及び特別高圧架空電線以外で、高圧ガス設備等がこれに該当すると思われる。

*2 「造営物」とは、「土地に定着する工作物のうち、屋根及び柱又は壁を有する工作物」と定義され、倉庫、鶏舎などが考えられる。

*3 「構内に施設する使用電圧が300V以下の低圧架空電線路」とは、自家用電気工作物設置者の構内に施設する電線路であり、一般公衆に直接関係ないことから緩和されている。

*4 「造営物以外の工作物」とは、へい、看板、煙突、ポールなど人がその上に乗ったりすることができないようなものであり、配管ラック等が該当するものと思われる。